

令 和 3 年 7 月 2 9 日

高 松 市 長 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

**保有個人情報開示請求拒否決定に関する審査請求について（答申）**

令和3年5月28日付け高コ第4号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

**1 審査会の結論**

本件審査請求を棄却すべきである。

**2 公開請求の内容及び審査請求に至る経緯**

審査請求人が、高松市個人情報保護条例（平成10年高松市条例第7号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に対して行った開示請求に係る保有個人情報の内容並びにそれに対する実施機関の決定等及び審査請求の経過は、次のとおりである。

**（1）開示請求に係る行政文書の内容**

令和2年11月から令和3年1月における、香川県高松市〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇、戸主〇〇〇の戸籍の抄本あるいは謄本の請求にかかる申請書およびこれに付随する請求者の適格など確認書類の一式

**（2）経過**

令和 3 年 1 月 1 2 日 : 請求人からの本件保有個人情報開示請求書を受付

令和 3 年 1 月 2 5 日 : 保有個人情報開示請求拒否を決定

令和 3 年 2 月 4 日 : 請求人から審査請求書を受付

令和 3 年 2 月 1 2 日 : 請求人から審査請求の補充主張を受付

令和 3 年 2 月 1 5 日 : 請求人から審査請求の補正書面を受付

令和 3 年 4 月 2 6 日 : 審査請求人に対して弁明書を送付

令和 3年 5月 6日 : 審査請求人から反論書を受付

### 3 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

#### (1) 趣旨

高松市長は、審査請求人に対し、交付請求した審査請求人の個人情報を開示し、その写しを交付せよ。との決定を求める。

#### (2) 理由

ア 決定通知書に処分内容の記載がない。

イ 「請求の受付をするものが、請求書に記入された住所と高松市が保有する戸籍の附票の住所を照合することで、本人確認を行い、請求を受けた文書を照合された住所に送付し、請求者に交付する」方法は、条例第17条第2項の趣旨に基づくと共に、「本人であることの確証を得る程度」の要件を満たす。

ウ 「窓口請求」の場合と異なり、「郵送請求」の場合は顔写真などのある、公的機関の証明書等の提出は要しない。

エ 開示請求書に戸籍の附票による住所確認を記載したにもかかわらず、本件決定通知書の拒否理由に、条例第17条第2項に定めた証明書の提出又は提示がないと記載することは不適當であり、また、戸籍の附票が、本人確認できる資料ではない理由が記載されていない。

### 4 実施機関が開示拒否とした理由

実施機関が弁明書において主張する、不開示決定に係る理由は、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求人が主張する「決定通知書に処分内容の記載がない」ことについて、処分内容の具体的な記載がないことは、審査請求人の主張のとおりであるが、通知書の件名、その他通知内容から本件開示請求を拒否する処分内容は明示されており、処分決定の通知要件を欠くものとまではいえない。

(2) 審査請求人が主張する「請求書に記入された住所と本市市民課（以下「市民課」という。）が保有する戸籍の附票の住所を照合することで、本人確認とし、また、請求を受けたものを照合された住所に送付し、請求者に交付する」方法は、戸籍法施行規則第1

1条の2第5号イで定められ、当該規定に基づき、市民課において、証明書の郵送請求を受け付けた際に行われているものであるが、本件開示請求に係る、保有個人情報開示事務について定める、条例又は高松市個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）に戸籍法施行規則の規定と同様の方法を定めた条文はなく、採用することができない。

- (3) 審査請求人が主張する「受付をする者が、請求書に記入された住所と戸籍の附票の住所を照合」し、「本人に間違いはないとの確証が得られる程度の疎明」を確認する方法について、条例第17条第2項は開示請求者に「自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその本人に代わって開示請求ができる者であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示」することを求めており、規則第10条第1項において、官公庁の発行した免許証、許可証その他の証明書であって本人の顔写真をはり付けたものであれば、そのうちの1点を、健康保険等の被保険者証、国民年金等の年金証書又は印鑑登録証明書等通常本人が所持するものであれば、そのうちの2点を提出し、又は提示することを定めていることから、審査請求人の主張する方法は、上記条例及び規則の要件を満たさず、その方法をもって本人確認とすることはできない。

さらに、審査請求人が主張する「郵送請求では、戸籍の附票で本人確認とすることができ、公的機関の証明書等の提出は要しない」とすることについて、条例及び規則は、郵送請求の場合の本人確認の要件として、その証明に必要な書類の提出又は提示以外の方法によることを定めていないことから、郵送請求においても、窓口請求で必要となる公的証明書の提出又は提示が必要である。

- (4) 審査請求人が主張する「開示請求書に戸籍の附票による住所確認を記載したにもかかわらず、本件決定通知書の拒否理由に、条例第17条第2項に定めた証明書の提出又は提示がないと記載することは不適當であり、また、戸籍の附票が、本人確認できる資料ではない理由が記載されていない」とすることについて、本件開示請求に際しては戸籍の附票の提出又は提示はなく、上記(3)において示したとおり、条例及び規則に定める、本人確認に必要な書類等の要件を満たす証明書の提出又は提示がなかったものであり、その旨を記載した、本件決定通知書の請求を拒否する理由は適当なものであると考える。

## 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する不開示決定の理由を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

### (1) 条例第17条第2項で定める本人確認について

条例第17条第2項において「開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際に、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその本人に代わって開示請求ができる者であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない」と規定されており、開示請求における形式的要件として、開示請求者に対して、本人確認書類の提出を課していることから、審査請求人の主張する戸籍の附票での本人確認方法は、当該条文の趣旨に合致するものではない。このことから、本件は、審査請求人から本人確認書類の提出又は提示がなく、当該形式的要件を満たしていないものであるため、実施機関が保有個人情報開示請求拒否とした決定は、適法かつ妥当である。

### (2) 決定通知書の記載について

決定通知書について、審査請求人の主張するように、「次のとおり決定した」という文言に対応する決定内容が記載されていないことは、記載の不備であるといえる。ただし、通知書の表題において開示請求拒否の文言があること、また、その他の内容を総合すると、開示請求を拒否する決定であることは、客観的に明白であり、決定通知の要件を欠くものとまではいえない。

また、決定通知書の理由について、本件は条例第17条第2項に定められている開示請求の形式的要件である本人確認書類の提出がなされていないものであり、決定通知書の請求を拒否する理由は、拒否をする根拠となる条文とともに上記形式的要件を満たしていないことが示されていることから、決定理由として適当かつ十分なものである。

### (3) 付言

なお、本件と同様の処分に係る決定通知書に関しては、行政上の意思決定の内容が明らかになるよう向上を図るという関係法令の趣旨を踏まえ、決定内容が不明瞭であった点の改善などについて、必要な対応を検討されたい旨、本答申に付言することとしたい。

## 6 審査処理経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容                 |
|-------------|-------------------------|
| 令和 3年 6月11日 | 諮問書受理                   |
| 令和 3年 6月21日 | 実施機関の開示拒否決定理由の聴取及び争点の審査 |
| 令和 3年 7月29日 | 答申                      |